

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	46	府 省 庁 名		経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長			
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、税制上の特例措置の延長を講じる。 ・ 特例措置の内容 (1) 産業イノベーション促進地域において、所得税及び法人税の特例措置の延長等が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 (2) 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を 2 分の 1 として 5 年間計算。			
関係条文	沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 20 条の 4、第 20 条の 16 地方税法 第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 32 条第 1 項、第 35 条第 1 項、 第 51 条第 2 項、第 72 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 12 第 3 号、 第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号、第 313 条第 2 項 地方税法附則 第 33 条第 3 項 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8 第 3 項、4 項			
減収 見込額	[初年度] — (▲15) [平年度] — (▲15) [改正増減収額] — (単位：百万円)			
要望理由	(1) 政策目的 設備投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やDXへの取組等を進め、産業イノベーション関連産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は 4.0%（令和 4 年度）で、全国平均 19.8%と比較して大きく下回っている。また、製造業の高度化が進んでいないことが、市場競争力や域内自給率の低さの一因となっている。こうした状況を踏まえ、沖縄県の持続的な経済成長と所得向上を実現するため、産業高度化等を進め、産業間の連携による生産性向上や域内経済循環、域内自給を促進する必要がある。			
本要望に 対応する 縮減案	—			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】1 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【施策】1 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和 11 年度：5 兆 2,441 億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：117 億円 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を 5 兆 2,441 億円と設定。 令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 117 億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回の要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間

		同上の期間中の達成目標	○産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			4兆9,616億円	5兆1,028億円	5兆2,441億円
			○本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			117億円	117億円	117億円
		政策目標の達成状況	○過去の達成状況		
			・産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			4兆907億円	4兆3,751億円	4兆6,458億円
			・本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			30億円	22億円	57億円
有効性	要望の措置の適用見込み		今後、平年度で投資税額控除18件（258百万円）、特別償却3件（90百万円）の適用を見込む。		
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）		本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。 なお、産業イノベーション関連産業の売上高は令和4年度から令和6年度において5,551億円増加した。		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		・所得税及び法人税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置		
	予算上の措置等の要求内容及び金額		—		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—		

		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。
--	--	------------------	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

(過去5年間の適用実績)

(単位: 百万円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
投資税額控除	適用件数	13	16	15	20	19
	減収額	42	84	94	303	752
特別償却	適用件数	4	0	3	1	2
	減収額	24	0	23	1	17
法人住民税	適用件数	17	16	18	21	21
	減収額	5	6	8	21	54
事業税	適用件数	17	16	18	21	21
	減収額	9	0	9	0	5
事業所税	適用件数	0	0	0	0	0
	減収額	0	0	0	0	0

※令和3年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。
※事業所税については、沖縄県「産業イノベーション促進地域の実施状況」。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

(令和6年度実績)

・ 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却
法人住民税 86 千円、事業税 474 千円

・ 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
法人住民税 21,216 千円、事業税 ー

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
※国税に連動しない場合は「ー」を記載

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。

令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計 109 億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置活用事業者の令和6年度の付加価値増加分は 262 億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

前回要望時の達成目標

従前の達成目標は、本特例措置活用事業者の付加価値額を年平均で 10.34 億円増加させ、令和8年度までに 20.68 億円増加させることとしていた。

現時点において確認できる本特例措置活用事業者の付加価値額は、令和4年度から令和5年度にかけて 78 億円増加、令和5年度から令和6年度にかけて 262 億円増加となっており目標は達成している。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

○従前の達成目標の実現状況

設定した目標については、現時点においては上記のとおり達成している。

これまでの要望経緯	○平成 14 年度 ・ 産業高度化地域の創設 ○平成 19 年度 ・ 5 年間延長 ○平成 24 年度 ・ 産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・ 対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・ 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ (1,000 万円超→500 万円超) ○平成 26 年度 ・ 機械等下限取得価格の引下げ (500 万円超→100 万円超) ○平成 29 年度 ・ 2 年間延長 ○令和元年度 ・ 2 年間延長 ○令和 3 年度 ・ 1 年間延長 ○令和 4 年度 ・ 産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称 ・ 3 年延長 ・ 課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 ○令和 7 年度 ・ 2 年間延長 ・ 対象業種の一部縮減
------------------	--